

□愛衛協 組合ニュース□

愛衛協 30-1 号
平成 30 年 7 月 13 日

「市町村合特法担当課長会議」開催



理事長から県知事あて要望書を
県資源循環推進課長へ手交

平成 30 年 7 月 5 日(木)午後 1 時 30 分より愛知県自治センターにおいて、愛知県環境部主催の「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化事業関係及び一般廃棄物関係担当課長会議」が開催されました。

当組合より県知事・各市町村長あてに、合特法の適用及び業務委託に係る要望書をお渡しするとともに、「一般廃棄物処理業に関する最近の最高裁判決及び環境省通知」を用い、随意契約の重要性、合特法の適用強化及び不正業者の取り締まりについて強く要請しました。

当日は 48 市町村 64 名の方がご出席されておりました。



平成 30 年 7 月 5 日

各市町村長 様

愛知県衛生事業協同組合
理事長 永田 喜裕

要 望 書

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より当組合の事業の推進にご理解とご協力をいただき心からお礼申し上げます。

当組合は、昭和 39 年に設立された一般廃棄物処理業者の団体であり、市町村をはじめ関係行政機関からご指導を賜り、地元に着した活動を基盤として、快適な地域の生活環境の保全に向け、組合員一丸となって誠心誠意、努力し続けております。

一般廃棄物処理は、電気、ガス、上下水道などと同様に住民のライフラインを形成する重要な公共サービスであります。

公共サービスであるが故に、業務の遂行に当たっては、基準が廃棄物処理法で定められており、また、関係する判例が多く出されております。

つきましては、私どもの現状をご賢察の上、廃棄物処理法、最近の環境省からの通知及び最高裁判決を踏まえ次の事項についてご配慮いただくようお願いいたします。

1 一般廃棄物の適正処理を確実なものとするため、一般廃棄物の処理委託・許可制度の適正な運用を図られたい。

一般廃棄物処理は廃棄物処理法上、市町村の固有事務であり、廃棄物処理法で統括的な責任を有することになっております。

当組合は、委託又は許可業者として市町村の皆様方のご指導を賜り、処理業務の一端を担ってまいりました。

業務の適正かつ安定的な経営を図ることが必要と考えておりますが、人口減少、高齢化、従業員の確保難など我々を取り巻く環境は厳しいものが予測されます。

また、大規模災害発生時に発生するし尿やごみの処理について、市町村の皆様と可能な限り対応していかなければなりません。

一般廃棄物処理は、電気、ガス、上下水道などと同じく住民のライフラインであり、公共性・公益性の高い業務であり、市町村以外の者に委託する受託者の選択においては、経済性の確保より、業務の適正な遂行が優先されるべきである旨を廃棄物処理法は定めております。

公共サービスとしての質が安定的に維持され、迅速かつ円滑な収集運搬が安定的・継続的に行われるためには、受託者が健全な形で業務の遂行を成し得る体制の確保が重要であり、市場原理の考えに立つ競争入札の対象にされるべき性格ではないと思料いたします。

落札できるか否か不確実な、競争原理の下では、安定した受託業務体制（施設、車両、人員等）を確保・維持することは困難です。

私どもの業務が、それぞれの地元において安定的かつ持続的に存続できるように、廃棄物処理法、26年1月28日の最高裁判決及び26年10月8日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知を踏まえ、一般廃棄物処理業者の健全育成の推進をお願いいたします。

★関係 法令、通知及び判例

廃棄物処理法施行令（抄）

第4条 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準

- ・業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ業務の実施に際し相当の経験を有するものであること。
- ・委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

平成26年1月28日 最高裁判決（要約）

「一般廃棄物処理計画に適合することなどの許可要件に関する市町村長の判断を通じて、許可業者の濫立等によって事業の適正な運営が阻害されることの無いよう一般廃棄物処理業の需給状況の調整が図られている仕組みが設けられている。

一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。

したがって、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可等を受けている者は、当該区域を対象とする他の者に対してされた同業の許可処分等の取消しを求めるにつき、原告適格を有する。」

平成26年10月8日 環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知（要約）

「市町村が行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合であっても、許可業者に行わせる場合であっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、業の許可の運用を図ることが重要である。また、委託に際しては、廃棄物処理法の委託基準に『業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有することに加えて、受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。』が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。」

2 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(以下「合特法」という。)に基づく合理化事業計画の策定を推進し、同法の趣旨に基づく代替業務を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約に該当させること。

愛知県内の下水道普及率は、昭和60年度末の35%から、平成27年度末には77%となりました。

し尿処理業者は、事業の転換、廃止等を余儀なくされていますが、不用となる運搬車等の設備及び機材を他に転用することは極めて困難である上、下水道への転換が完了する直前まで、規模を縮小しつつ、し尿の処理及び浄化槽清掃の適正な実施を継続して行わなければなりません。

し尿処理業者等の適正処理体制を、確保するため制定された合特法に基づく合理化事業計画の策定等により一層のご支援をお願いします。

また、平成24年4月12日の福岡高裁の判決(平成26年4月3日 最高裁上告棄却により確定)で示された「合特法第8条の金融上の措置に伴う公金の支出を避けるために公共施設浄化槽の保守点検等の業務を随意契約で代替業務として提供し、既存業者を保護する方法をとることも合理性がある。」を踏まえ、大規模災害時の避難所で翌日から必要となるし尿処理を的確に実施するためにも、し尿処理業者等への合特法に基づく合理化事業計画等による支援の一層の推進を図るとともに代替業務の随意契約による提供をお願いします。

★関係 法令及び判例

地方自治法第234条(抄)

2 指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令第167条の2(抄)

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- ②不動産の買い入れ又は借り入れ、普通公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

福岡高裁判決

(平成26年4月3日 最高裁上告棄却により確定 要旨)

随意契約の適法性について、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当する。

合特法に基づく合理化事業計画を定めて一般廃棄物処理業者を支援できること。

収入や、浄化槽汚泥収集量が増加しているとしても、本件既存業者は、下水道の供用開始による影響を少なからず受けたものと認められる。

し尿処理等の事業の安定的な継続が伊万里市にとって今後も必要であることを考慮すると、随意契約の方式により締結したことは、合特法の趣旨を合わせ考えれば、契約担当者の合理的な裁量判断の範囲内にある。

3 廃棄物処理法及び関連法規に従って、廃棄物の適正処理が行われるよう法制度の適切な運用を図られたい。

廃家電製品、建築物の解体時に所有者等が残置した廃棄物、遺品整理等で発生した一般廃棄物を許可又は委託を受けずに直接引き取り回収・収集運搬を行う業者が見受けられます。

その大部分は廃棄物処理法に抵触するおそれがあります。

放置すると不法投棄などによる生活環境の保全上の支障が生ずる可能性があり、近年、他自治体では、許可等を受けることなくこれらの行為を行ったものを摘発、指導する事例もあります。

つきましては、廃棄物処理法に基づく違法な不用品回収業者等の取り締まり指導と、違法行為撲滅のため住民の方々への周知徹底をお願いします。

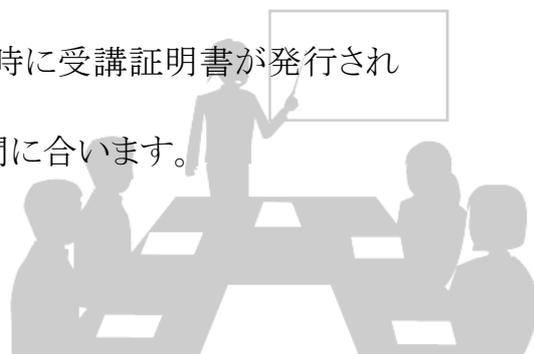
申し込みはお済みですか？

6月18日付けにてご案内しております一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習会(日本環境衛生センター主催)の開催について、既に多くの方が申し込みをいただいております。

また、併せて今年度も県内市町村担当者にも参加を呼び掛けたことにより、多数の受講申し込みをいただいております。

今年度はし尿に関する講義内容も加えられ、終了時に受講証明書が発行されます。

お申し込みいただいていない組合員様、まだまだ間に合います。
受講申込書が必要な方は組合へお申し出ください。



【参加予定の市町村様 25市町村】

- | | | | | | |
|-------|------|------|------|------|-----------|
| ・名古屋市 | ・豊橋市 | ・岡崎市 | ・一宮市 | ・豊川市 | ・碧南市 |
| ・刈谷市 | ・豊田市 | ・安城市 | ・西尾市 | ・蒲郡市 | ・江南市 |
| ・稲沢市 | ・新城市 | ・東海市 | ・知多市 | ・田原市 | ・愛西市 |
| ・大口町 | ・豊明市 | ・扶桑町 | ・美浜町 | ・幸田町 | ・設楽町 |
| ・飛島村 | | | | | (7月13日現在) |

日 時：平成30年7月27日(金) 9:30 受付開始 9:55 開講
場 所：名古屋市中村区名駅4丁目4-38
ウィンク愛知 1101 会議室(11F)
受 講 料：¥23,760-(テキスト代・消費税込み)
※受講料は期日までにお振込みをお願い致します。
申込締切日：平成30年7月20日(金)

愛衛協主催 今後の講習会日程

日程		開始時間	場所	講演名
7月	20日(金)	14:00	アイプラザー宮	災害廃棄物処理について 安全衛生法について
8月	24日(金)	14:00	アイプラザ半田	災害廃棄物処理について 安全衛生法について
9月	7日(金)	14:00	豊川商工会議所	災害廃棄物処理について 安全衛生法について
10月	19日(金)	15:00	TKP ガーデンシティ 栄駅前	「優れた経営を実現するツキのある 経営者とは」
11月	16日(金)	15:30	組合事務所	中小企業の事業承継

既に、ご案内済でございますが、まだまだお席に余裕がございます。
組合員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮ですがご参加いただきますようお願い申し上げます。
申込用紙がお手元にないようであれば、組合事務局へお申し出下さい。

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について (総額16億円)

既設の中・大型合併処理浄化槽の高効率機械設備等導入に要する経費に補助金が出ます。

補助対象事業は次の2種類

- 51人槽以上の既設合併浄化槽のブローを、二酸化炭素排出抑制型の高効率ブロー等へ交換する。もしくはインバーター制御装置を導入する場合
⇒総事業費の1/2の補助金
- 旧構造基準によって設置された101人槽以上の大型合併処理浄化槽(ブローを使用するものに限る。)の本体を交換する場合
⇒(一社)全国浄化槽団体連合会が規定する工事費の1/2の補助金

清掃・保守点検の際に活用してください。

申請手続き等の詳細は、愛知県浄化槽協会(052-481-7200 担当中西様)にお問い合わせください。



平成 30 年 7 月豪雨災害における日本環境保全協会の取組

7月9日環境省からの支援要請に基づき、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)メンバーとして被災地のし尿・ごみ処理確保・支援について協議・情報の共有を図っている。

地域の取組

- 四国ブロック協議会 …… 「四国ブロック災害対策本部」を設置
- 九州・沖縄ブロック協議会 … 「九州ブロック災害対策本部」を設置

両本部を中心に支援活動展開中

事務局からのお知らせ

☆企業情報の提出のお願い

5月24日付けでご依頼しております貴社情報が半数の回答がいただけておりません。

お手数をお掛け致しますが、早急に提出をお願い致します。

尚、記入用紙がお手元にないようであれば、組合事務局へお申し出下さい。

☆組合事務所の夏季休業

8月13日(月)から8月16日(木)までお休みを頂きます。
ご不便をお掛け致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。



愛知県衛生事業協同組合

☎460-0008 愛知県名古屋市中区栄 4-3-26 (昭和ビル 5F)
TEL 052-241-7692 ・ FAX 052-241-7693